

令和5年度

五條市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価に
関する報告書（令和4年度対象）

令和5年9月
五條市教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第26条第1項の規定に基づき、令和4年度五條市教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告をいた
します。

令和5年9月1日

五條市教育委員会
教育長 井上 恵充

目 次

I 点検・評価制度の概要	・・・1~2
1 評価の目的	・・・1
2 点検・評価の方法	・・・1
3 施策点検評価シートの記入内容について	・・・1~2
4 点検評価委員による評価について	・・・2
II 五條市教育委員会の概要	・・・3~11
1 教育長及び教育委員の状況	・・・3
2 会議の開催状況等について	・・・3~10
3 教育委員会議以外の活動状況	・・・10~11
III 令和4年度重点施策	・・・12~17
IV 教育長交際費について	・・・18~19
V 令和4年度教育費歳入歳出決算	・・・20~21
VI 点検評価委員の「意見書」	・・・22~24
VII 令和4年度施策点検評価シート	・・・25~39
参考資料（五條市教育振興基本計画抜粋）	・・・40~41

I 点検・評価制度の概要

1 評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会においては、毎年度、事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うことが義務付けられています。この点検・評価は、教育委員会自らが、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを主な目的としています。

また、同条第2項に、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されているため、学識経験者の意見を取り入れ、より客觀性・公平性のある点検・評価となることを目指して、1名の学識経験者に参加していただきました。

2 点検・評価の方法

点検・評価を行うにあたり、自己点検及び自己評価に加え、点検評価委員の意見書による評価方法を取りました。平成31年3月に見直しを図った五條市教育振興基本計画に則り、当該基本計画に掲げられた重点取組である次の6施策を評価対象としました。

- (1) 学校教育環境の充実
- (2) 教育内容の充実
- (3) 地域教育力の向上
- (4) 生涯学習活動の効果的な支援
- (5) 歴史遺産・伝統文化の保存
- (6) 青少年健全育成の推進

点検・評価の手法は、施策点検評価シートを参考に施策の目的、現況、令和4年度の取組状況と課題を分析し、総合的な評価を行いました。

3 施策点検評価シートの記入内容について

(1) 施策の基礎情報

ア 施策分野・施策名

五條市教育振興基本計画における施策の名称を記入

イ 所管課

ウ 目標

五條市教育振興基本計画で目指す各施策の「めざすべき将来の姿・状態」を記入

エ 施策の現況

当該施策の現在の状況や問題点等を記入（令和5年3月31日現在）

(2) 取組状況

ア 事業名

各施策における主要な事業名

イ 事業内容

各事業の当該年度の具体的な内容

ウ 事業実績・主な取組

各事業の取組結果、成果

エ 評価

A・・・令和4年度の目標を達成

B・・・令和4年度の目標をほぼ達成

C・・・令和4年度の目標をある程度達成

D・・・令和4年度の目標を達成できていない

(3) 施策の課題と今後の主な取組

ア 施策の課題

施策の目標を達成していく上で、解決していかなければならない課題について記入。

イ 今後の主な取組

令和4年度の評価を踏まえ、次年度に向け、どのように取り組んでいくかを記入。

(4) 総合評価

総合評価以外の全ての項目を記入した後、当該年度の総合的な評価を記入。

4 点検評価委員による評価について

点検・評価にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、学識経験者の知見を活用するため、1名の学識経験者を点検評価委員に委嘱し、ご意見、ご助言をいただき、意見書として添付しました。

【点検評価委員】

氏 名	略 歴
松井 和永（まつい かずなが）	元 五條市教育委員会事務局教育部長

Ⅱ 五條市教育委員会の概要

1 教育長及び教育委員の状況

(令和5年4月1日現在)

職名	氏名	職業	現任期 就任年月日	任期
教育長	井上 恵充	元公立学校長	令和5年4月1日	令和7年3月31日
委員 (教育長職務代理者)	井本 誓晃	団体役員	令和元年9月30日	令和5年9月29日
委員	寒川 英明	医師	令和2年12月20日	令和6年12月19日
委員	大西 修二	元県立高校教頭	令和4年6月21日	令和8年6月20日
委員	井田 栄子	医療事務従事	令和4年8月8日	令和8年8月7日

2 会議の開催状況等について

令和4年度の活動としては、毎月1回の定例教育委員会に加え年1回の臨時教育委員会を開催し、教育行政に関する諸施策について審議を行うとともに、学校訪問や必要に応じた現地視察を行い、情報の共有化及び現状把握に努めました。

今後も積極的に様々な研修や現場視察を行うとともに、関係各位との連携を深め、教育委員会の活性化に取り組んでまいります。

令和4年度の付議案件の件数及び内容については、次のとおりです。

(1) 定例教育委員会

令和4年4月定例教育委員会（4月28日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議事

報第12号 令和4年度五條市教育委員会事務局の人事異動に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第13号 五條市社会教育委員並びに五條市公民館運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第14号 五條市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第15号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定についての報告について【承認】

議第19号 五條市立民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について【議決】

議第20号 五條市新町まちや館条例の一部を改正する条例の制定について【議決】

- 議第21号 五條市学校統合協議会委員の委嘱又は任命について【議決】
議第22号 五條市就学指導委員の委嘱について【議決】
議第23号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について【議決】
議第24号 五條市史編纂委員を委嘱又は任命することについて【議決】
・共催依頼 1件【承認】
・報告・連絡事項
① 4月臨時市議会について
② こども園の状況及び学校適正化事業について
③ 奈良県指定文化財の指定について
④ 事業報告
⑤ その他各種会議・行事等報告

令和4年5月定例教育委員会（5月27日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

- ・議事
報第16号 五條市学校運営協議会委員（コミュニティ・スクール）の委嘱又は任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
報第17号 五條市立賀名生公民館館長の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
議第25号 五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜の基本方針の策定について【議決】
議第26号 五條市立学校評議員の委嘱について【議決】
議第27号 五條市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について【議決】
議第28号 五條市いじめ対策委員会委員の委嘱又は任命について【議決】
議第29号 五條市いじめ対策委員会防止委員の委嘱について【議決】
・後援依頼 3件【承認】
・報告・連絡事項
① 6月市議会について
② 事業報告
③ その他各種会議・行事等報告

令和4年6月定例教育委員会（6月30日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

- ・議事
報第18号 令和4年度教育費6月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
報第19号 五條市立図書館条例施行規則の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
報第20号 五條市社会教育委員並びに五條市公民館運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

- 報第21号 五條市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
- 報第22号 五條市スポーツ推進委員の委嘱に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
- 報第23号 五條市立阪合部公民館長の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
- 議第30号 五條市立図書館条例の一部を改正することについて【議決】
- 議第31号 市立五條文化博物館条例の一部を改正することについて【議決】
- 議第32号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の一部を改正することについて【議決】
- 議第33号 五條市学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について【議決】
- 議第34号 五條市学校運営協議会委員（コミュニティ・スクール）の委嘱について【議決】
- 議第35号 五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜の基本方針の変更について【議決】
- 議第36号 令和4年7月五條市教育委員会事務局の人事異動に伴う管理職の任免について【議決】
- ・後援依頼 2件【承認】
- ・報告・連絡事項
- ① 6月市議会に関する報告について
 - ② 五條東小学校建築物の確認調査について
 - ③ こども園の状況について
 - ④ 事業報告
 - ⑤ その他各種会議・行事等報告

令和4年7月定例教育委員会（7月28日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

- ・議事
- 報第24号 令和4年度教育費7月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】
- 議第37号 令和5年度使用五條市立西吉野農業高等学校教科用図書の採択について【議決】
- ・後援依頼 6件【承認】
- ・報告・連絡事項
- ① 7月臨時市議会について
 - ② ゆめこども園園庭工事完了について
 - ③ 五條新町伝建地区重伝建選定10周年記念事業について
 - ④ 事業報告

⑤ その他各種会議・行事等報告

令和4年8月定例教育委員会（8月25日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

報第25号 令和4年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（令和3年度対象）の提出に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第38号 令和4年度 教育費9月補正予算について【議決】

・後援依頼 2件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 9月市議会について
- ② こども園の状況について
- ③ 事業報告
- ④ その他各種会議・行事等報告

令和4年9月定例教育委員会（9月30日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

報第26号 令和5年度五條市立西吉野農業高等学校入学者選抜実施要項の策定に係る臨時代理決定処分について【承認】

報第27号 五條市立民俗資料館条例施行規則の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第28号 五條市新町まちや館条例施行規則の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

・後援依頼 1件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 9月市議会の報告について
- ② 令和5年4月こども園入園児募集について
- ③ 五條市立民俗資料館及び五條市新町まちや館の指定管理者の募集について
- ④ 市民レクリエーション大会、五條市文化祭の中止について
- ⑤ 事業報告
- ⑥ その他各種会議・行事等報告

令和4年10月定例教育委員会（10月28日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

報第29号 令和4年度教育費10月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第39号 五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則の制定について【議決】

議第40号 五條市立認定こども園給食費の減免について【議決】

・報告・連絡事項

- ① 10月臨時市議会に関する報告について
- ② 通学路の合同点検に関する報告について
- ③ 電子図書サービスの開始について
- ④ 事業報告
- ⑤ その他各種会議・行事等報告

令和4年11月定例教育委員会（11月24日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

報第30号 五條市立中央公民館条例の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第31号 五條市立図書館条例の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第32号 市立五條文化博物館条例の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第33号 五條市立民俗資料館条例の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第34号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第35号 五條市新町まちや館条例の一部改正に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第36号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定についての申出に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第37号 五條市新町まちや館に係る指定管理者の指定についての申出に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第38号 令和4年度教育費12月補正予算に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第41号 五條市立小学校及び中学校遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正することについて【議決】

・後援依頼 2件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 12月市議会について
- ② 令和4年度末教職員人事について
- ③ 「五條市二十歳の集い」の開催について
- ④ 五條市立民俗資料館及び五條市新町まちや館の指定管理の更新について
- ⑤ 事業報告
- ⑥ その他各種会議・行事等報告

令和4年12月定例教育委員会（12月23日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

議第42号 令和5年度教育費予算について【議決】

議第43号 市立五條文化博物館協議会委員の任命について【議決】

・後援依頼 1件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 12月市議会の報告について
- ② 学校適正化の進捗状況について
- ③ 西吉野農業高等学校入学志願手続説明会について
- ④ 事業報告
- ⑤ その他各種会議・行事等報告

令和5年1月定例教育委員会（1月26日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

報第 1号 五條市社会教育委員並びに五條市公民館運営審議会委員の委嘱に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

報第 2号 五條市立図書館協議会委員の任命に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

議第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正することについて【議決】

議第 2号 五條市立学校設置条例の一部を改正することについて【議決】

議第 3号 市立五條文化博物館条例の一部を改正することについて【議決】

議第 4号 五條市立学校給食センター設置条例施行規程の一部を改正することについて【議決】

・後援依頼 4件【承認】

・報告・連絡事項

- ① 1月臨時市議会について
- ② こども園のICT化事業について
- ③ 五條東小学校スクールバス運行計画（北宇智方面）について
- ④ 事業報告
- ⑤ その他各種会議・行事等報告

令和5年1月臨時教育委員会（1月26日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

議第 5号 教育長の辞職の同意について【議決】

令和5年2月定例教育委員会（2月16日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

- 議第 6号 令和5年度教育費予算について【議決】
議第 7号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部を改正することについて【議決】
議第 8号 五條市立中央公民館条例の一部を改正することについて【議決】
議第 9号 五條市立図書館条例の一部を改正することについて【議決】
議第10号 市立五條文化博物館条例の一部を改正することについて【議決】
議第11号 五條市立民俗資料館条例の一部を改正することについて【議決】
議第12号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例の一部を改正することについて【議決】
議第13号 五條市新町まちや館条例の一部を改正することについて【議決】
議第14号 五條市立認定こども園設置条例施行規則の一部を改正することについて【議決】
議第15号 五條市立認定こども園延長保育事業の実施に関する規則の一部を改正することについて【議決】
議第16号 五條市立認定こども園一時預かり事業の実施に関する規則の一部を改正することについて【議決】
議第17号 五條市立認定こども園給食費徴収規則の一部を改正することについて【議決】
議第18号 五條市子ども・子育て会議条例の施行に関する五條市教育委員会規則の一部を改正することについて【議決】
議第19号 五條市立学校教職員に対する面接指導実施要綱の一部を改正することについて【議決】
議第20号 市立五條文化博物館協議会委員の任命について【議決】
・後援依頼 1件【承認】
・報告・連絡事項
① 3月市議会について
② 学校（園）の卒業式について
③ こども園の1日入園について
④ 事業報告
⑤ その他各種会議・行事等報告

令和5年3月定例教育委員会（3月30日）〈場所：五條市役所 教育委員会室〉

・議 事

- 報第 3号 令和5年度五條市公立学校県費負担教職員たる校長及び教頭の任免についての内申に関する臨時代理決定処分の報告について【承認】

- 議第21号 教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第22号 教育委員会事務委任規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第23号 五條市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第24号 五條市立小学校、中学校通学区域規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第25号 五條市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正することについて【議決】
- 議第26号 五條市教育委員会職員被服貸与規程の一部を改正することについて【議決】
- 議第27号 五條市オンライン学習環境整備支援事業補助金交付要綱の制定について【議決】
- 議第28号 五條市学校医・歯科医・薬剤師の委嘱について【議決】
- 議第29号 五條市史編纂委員を委嘱又は任命することについて【議決】
- 議第30号 五條市史編集委員を委嘱又は任命することについて【議決】
- 議第31号 五條市史編集委員会専門部会員を委嘱又は任命することについて【議決】
- 議第32号 令和5年度五條市教育委員会事務局の人事異動に伴う管理職の任免について【議決】
- ・後援依頼 3件 【承認】
 - ・報告・連絡事項
 - ① 3月市議会の報告について
 - ② 令和5年度寄宿舎「桜花寮」入寮予定者について
 - ③ 学校（園）の入学式について
 - ④ 五條市立民俗資料館及び五條市新町まちや館の指定管理の更新について
 - ⑤ 事業報告
 - ⑥ その他各種会議・行事等報告

3 教育委員会議以外の活動状況

教育委員会の開催する文化行事、体育行事に出席し、教育・スポーツ・文化の振興に努めました。

また、教育委員会がより高い使命感をもって責任を果たせるよう、委員自らの重要な責任を自覚するとともに、その職務遂行に必要な知識を得るため各種会議・研修会等に出席しました。

(1) 学校訪問

10月に市内こども園・小中高等学校のうち、北宇智小学校とゆめこども園を訪問し、授業の様子や施設設備を視察し、学校（園）長から学校（園）の状況の説明を受け、意見交換を行いました。

(2) その他の主な行事への出席

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、各種行事・研修等が中止、規模縮小による開催、書面審議等となっています。

- ア 市立各子ども園・小学校・中学校 体育大会（校〔園〕内関係者のみにて制限開催）
- イ 文化祭（中止）
- ウ 市民レクリエーション大会（中止）
- エ 五條市二十歳の集い
- オ 公民館祭（中止）
- カ 市立各子ども園・小学校・中学校・高等学校 入学（園）式、卒業（園）式

(3) 会議の出席状況

令和4年4月20日

令和4年度第1回奈良県都市教育長協議会（奈良市）

令和4年4月27日

令和4年度近畿都市教育長協議会（奈良市）

令和4年5月12日～13日

第72回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会（山口市）

令和4年7月25日

令和4年度第2回奈良県都市教育長協議会（橿原市）【欠席】

令和4年10月13日

近畿都市教育長協議会研究協議会（奈良市）

令和4年10月19日

令和4年度第3回奈良県都市教育長協議会（奈良市）

令和4年11月1日

令和4年度近畿市町村教育委員会研修大会（四条畷市・オンライン開催）

令和4年11月16日

令和4年度奈良県市町村教育委員会連合会研修大会（宇陀市）

令和5年2月10日

令和4年度奈良県教育サミット（奈良市）

令和5年2月28日

令和4年度第4回奈良県都市教育長協議会（橿原市）

Ⅲ 令和4年度重点施策

1 教育総務課

地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び教育委員会会議規則の定めるところにより、毎月1回の定例教育委員会を計12回、臨時教育委員会を1回開催しました。

学校教育環境の改善については、児童・生徒が安全かつ安心に、充実した学習活動を行うことができるよう、教育施設の整備・改修を実施しました。特に、西吉野農業高等学校において、国の農業教育高度化事業補助金を活用して、2棟目のビニールハウスを設置するとともに並びにビニールハウス内で使用する暖房機一式と環境測定装置を購入しました。また、新たな取組みとして、本市と包括協定を締結した第一生命株式会社様からいただいた「企業版ふるさと納税」を原資として、充電式剪定鋏や充電式インパクトドライバー等を購入し、学校における農業実習備品の充実を図りました。

西吉野農業高校魅力化推進事業に関しては、令和4年度当初の寄宿舎「桜花寮」への入寮者数は合計54名となりました。また、令和5年3月には全国募集を開始してから2回目の卒業式を迎えて15名が卒業し、そのうち五條市内の農業法人へ1名が就職しました。その卒業生は、五條市内に在住して就農を志す卒業生への進路支援対策として創設した桜花住宅の無償貸与制度を利用して就農先で新たな社会人生活をスタートしました。

スクールバス運行管理については、遠距離通学児童・生徒の通学条件の緩和のため、13路線13台（西吉野・大塔方面7台、阪合部・大深方面3台、阿太・大野新田方面3台）のスクールバス運行を実施しました。基本的には、児童・生徒の登下校に伴う定期運行を計画的に行い、校外学習等の際には特別運行を実施しました。今後も児童・生徒の安全面に十分配慮しつつ、関係各課と連携を密にしながら取り組んでまいります。

2 学校教育課

五條市学校教育アドバイザリーチーム派遣事業では、教育部長をリーダーとするチームを組織し、みらいこども園、ゆめこども園、きぼうこども園、西吉野農業高等学校を訪問しました。教職員からのヒアリングや授業参観後の意見交換等を通して現状や課題を把握し、後日、改善方策等をアドバイザリーレポートとして示すとともに、学校（園）経営や教育活動等に対する支援や助言を行いました。

学校活性化事業では、児童生徒の一人一台端末の安定的な通信環境を確保するために、令和4年度は、各校個別に直接インターネット接続ができるようにネットワークの再構築（ローカルブレイクアウト）を行いました。さらに、整備された端末をより積極的かつ有効に活用し、児童生徒のそれぞれの学力に応じた個別最適な学習を進めるため、AIドリルの令和5年度導入に向けた準備を行いました。

9年間をつないだカリキュラムの活用と教育内容の充実では、「五條市小中一貫カリキュラム」を基盤とした授業の構築を図り、9年間の連續した学びの中で必要となる知識・技術を確実に習得し、適切に活用できる力の育成を目指しました。さらに各学園（各中学校区）で、それに共通の教育目標や研究テーマを掲げ、小中合同の授業研究を積極的に行っていました。

ふるさと学習の充実では、社会科や総合的な学習の時間等の授業において、「五條学」、「私たちの五條市」を活用するなど、郷土愛を醸成する「ふるさと学習」の充実を図りました。

西吉野農業高校魅力化推進事業では、リーフレット・ポスターの作成、学校ホームページの更新、県内中学校および近畿圏内外の市町村教育委員会に向けた周知活動、地域みらい留学事業への参画、学校見学会の開催など活発な広報活動を行い、令和4年度は21名が入学しました。また、在校生の保護者負担軽減のため生徒バス通学費補助金を交付するとともに、令和4年度より農業教育高度化事業に参画しました。ドローン実習や先進的農業施設での研修などにより教育カリキュラムを強化し、西吉野農業高等学校を支援する会などの協力を得ながら農業技術を習得する上で様々な取組が進められています。今後は、農業経営能力の向上に向けて教育内容の深化を図ってまいります。

学校給食の実施については、学校及びPTAの協力を得ながら、栄養摂取や季節にあった献立になるよう安全な給食物資および、地場産食材の選定を進めるとともに、厨房設備等の安全点検及び職員や給食調理員の衛生意識の向上に努め、安全・安心な給食の提供を行いました。

3 子ども未来課

子ども未来課では、「五條市学校適正化基本計画」並びに「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づき、学校適正化及び幼保一体化の各事業に取り組みました。

学校適正化事業では、学校適正化基本計画スケジュール第3段階最終年度の北宇智小学校と五條東小学校の統合に向けた取組を進めました。

統合対象校の学校教職員代表、保護者代表、地域代表で構成する学校統合協議会により、円滑な学校統合に向け、「PTA規約」、「スクールバスの運行計画」について協議を行うと共に統合対象校同士の児童・生徒の交流を図りました。

令和4年度の学校統合協議会の開催状況は次のとおりです。「北宇智小学校・五條東小学校学校統合協議会」を1回開催し、通学部会を2回、PTA部会を1回開催しました。

通学部会では、スクールバス運行計画に基づき経路の協議を行い、保護者向けのスクールバス試走を実施しました。

PTA部会では、PTA規約のうち、役員の選出についての協議を行いました。

小中学校の規模や配置の適正化を進めることにより、義務教育の9年間で一貫性のある学習指導や生徒指導を行い、一定の集団の中で一人ひとりに応じた多様な教育を提供できる教育環境が整いました。

幼保一体化事業では、令和4年4月に、市立認定こども園が3園同時に開園しました。

各こども園での、就学前教育・保育及び子育て支援事業の充実と職員の資質向上を図ることを目的として5つの部会で構成する「五條市就学前教育・保育研究会」を設立しました。

各部会での研修・研究の内容を職員全体で情報共有するとともに、県保育アドバイザー等を講師に迎え、幼小接続・特別支援教育等の研修を開催し、保育・教育の質の向上に努めました。

また、次年度の取組みに繋げるため、令和4年度の活動を「五條市就学前教育・保育研究

会まとめ」として冊子を作成しました。

今後も、子どもたちが遊びを通じて自ら学ぶ力を身につけ、小学校への架け橋となる教育・保育を実施してまいります。

4 生涯学習課

令和2年度から10年間を対象とした「第2期五條市生涯学習推進計画」(令和元年度策定)には、新たな「基本目標」や計画の実現に向けた具体的な施策体系及び取組方針等を明記しており、この計画に基づき、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、施策の効果的・効率的な推進に努めました。

しかしながら、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、文化祭をはじめ各行事の中止など市民の生涯学習活動に影響を受けましたが、徐々に活動再開に向けた取組を進めました。

生涯学習の拠点である中央公民館は、指定管理施設となっており、令和3年度が最終指定期間となることから、公募を行い、指定管理者候補選定委員会を踏まえ、令和4年五條市議会第2回臨時会において、議決をいただき、令和4年6月1日から桜井誠文堂が指定管理者として、管理運営を行っています。

主な事業として、自主クラブ・サークル活動と、主催事業である市民教養セミナー、生き活き教室、3カ国語の語学講座、アート講座、ヘルス講座、料理教室、親子を対象とした体験学習などを開催しています。新型コロナウイルス感染症の影響で中止せざるを得ない講座もありましたが、会議室等の適正な人数制限や座席配置等の対応を行う等、実施可能と判断したものについては講座を開催しました。利用件数は1,179件、利用人数は9,465人でした。

また、15カ所の地区公民館と2カ所の分館においては、約200の自主クラブ・サークルが活動しており、コロナ禍ではありますが様々な活動が行われました。

地域の情報拠点として機能している図書館は、指定管理施設となっており、令和3年度が最終指定期間となることから、公募を行い、指定管理者候補選定委員会を踏まえ、令和3年五條市議会第4回12月定例会において、議決をいただき、引き続き、株式会社図書館流通センターが令和4年度から3年間の指定管理者となっております。

図書館の取組としては、雑誌オーナー制度、インターネットによる蔵書検索・予約、読書普及のための資料展示、自主イベントを開催し、わかりやすい本としてLLブックやデジタル図書、点字コーナーの設置など利用者へのサービス向上が図られました。利用者数は21,217人、図書貸出人数は10,668人、貸出冊数は50,208冊でした。また、令和4年11月から電子図書館システムを導入し、コロナ禍の新しい生活様式に対応した図書館サービスを提供しております。なお、電子図書館システムの令和5年3月末現在の登録者数は3,551人、貸出冊数は857冊となっております。

人権教育の推進については、五條市人権教育推進協議会が主体となって、市民の人権意識を高め、人権尊重の社会を実現できるよう、地区人推奨等と連携を図り、人権教育地区別懇談会の開催等の取組を推進しているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響で活動

に制約を受ける事になりました。今後は一人でも多くの市民が従来通り学習できるよう取組を継続してまいります。

また、指導者養成講座は中止となりましたが、従来1泊2日の日程で行っていた県外研修先進地視察を日帰り研修として実施しました。今後については、指導者養成講座及び県外研修先進地視察等を従来どおりの開催とし、指導者・リーダーの育成に取り組んでまいります。

スポーツ振興については、コロナ感染症の拡大に配慮し工夫を凝らして開催の計画をしていましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大等のため、大半のイベント・行事等が中止となりました。

学校・地域パートナーシップ事業においては、学校と保護者・地域が連携し、共に参画・協働することにより地域の教育力の向上を図るとともに、「地域と共にある学校づくり」の取組を進めることで、学校をベースとした「次世代につながる地域づくり」を目的として、地域コミュニティの再構築をめざしました。通学路の見守り活動や放課後子ども教室等、各学校（園）の教育活動について、大学生を含む登録者の活発な活動を推進していただいています。

コミュニティ・スクール事業では、令和4年7月に西吉野農業高等学校に学校運営協議会を設置し、市内の公立小中高等学校のすべてがコミュニティ・スクールとなり、「五條市学校運営協議会規則」に基づき、運営協議会委員の委嘱を行いました。

各校の学校運営協議会では、次世代を担う子どもたちの豊かな学びのため、地域との連携・協働に向け熟議を進めていただきました。

また、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進を目指して、運営協議会委員や地域コーディネーター、担当教職員を対象とした研修会を、令和4年度は2回行いました。

5 文化財課

令和4年度の重点施策としては、五條市史編纂事業、国・県・市指定文化財等の保存・継承事業の支援、古文書等の調査事業、市立五條文化博物館の展示魅力化事業、五條市賀名生の里歴史民俗資料館等の文化財関係施設の指定管理等を継続しました。

また、新町地区においては、町並みの保存・活用と地域の活性化に資する伝建事業を実施しました。

五條市史編纂事業については、五條市史編集委員会に設置された9つの分野・時代の専門部会の部会員及び調査員による、有形・無形の資料の収集・調査を継続して行いました。

指定文化財については、国・県指定の建造物・美術工芸品の管理及び保存修復並びに民俗芸能の保存伝承事業等に対して補助金を交付しました。

また、令和3年度の中遺跡（旧阪合部小学校校庭）の発掘調査で出土した銅印・小鉄刀（12～13世紀）の成分分析、保存処理業務を専門業者に委託し、考古資料の公開・活用に向けた準備を行いました。

さらに、市立五條文化博物館において、市内の古文書・古記録類の受け入れ、解説、整理等を継続して行い、完了したものから順次、目録を市のホームページにおいて公開しました。

市立五條文化博物館は、令和3年度から3年間の指定管理者に指定されました「積小舎」が管理運営を行っています。

市立五條文化博物館は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いつつ、昨年度より展示等のイベントを多く実施したため、来館者数が増加しました。令和4年度の入館者数は、3,743人（前年度比708人・約23%増）でした。また、古文書に慣れ親しんでいたく目的で古文書講座を計5回開催し、毎回10名以上の参加がありました。

その他、施設によってはコロナ禍の影響により企画・運営等の中止や縮小もありましたが、五條市賀名生の里歴史民俗資料館、五條市立民俗資料館及び五條市新町まちや館の指定管理者にも、五條の歴史・文化が市民に身近なものとなるよう、施設、設備等の適切な維持管理、展示、講座等の各種事業の企画、運営等を行っていただきました。

3施設とも、1期目から同じ指定管理者で運営が行われており、いずれもこれまでに培ったノウハウを活かし、事業を行っていただきました。

五條新町重要伝統的建造物群保存地区では、伝統的な町家の保存修理事業として、民間修理の補助事業5件を実施しました。また、五條新町地区町なみ保存会の事務局として地域住民の活動を支援し、「櫻華会」や「五條新町スタンプラリー」として「伝承館」、「まちや館」、「民俗資料館」の3館でスタンプを集めいただき、記念品として五條新町の町家を描いた絵はがきや缶バッジを持ち帰ってもらう取組を行いました。

今後も、市民と行政が緊密に連携し、これらの施策を継続的に行うことで、地域文化を保存・継承してまいります。

6 子どもサポートセンター

青少年健全育成事業として、令和4年6月に、五條市青少年補導委員委嘱状交付式を代表者で開催しました。市内3校区から選出された81名に委嘱し、登下校における児童・生徒の見守り等の活動を依頼しました。また、年間を通して、日々の登下校の安全対策や不審者情報に対するパトロール強化などを実施し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、関係機関との連携強化を図りました。なお、青少年野外活動事業（トレジャーキャンプ）は、実施に向けて準備を進めていたものの、急な新型コロナ感染の拡大により、推進委員会での協議により中止を決定しました。

生徒指導対策事業として、不登校傾向の児童・生徒が、在籍する学校へ登校出来るよう支援することを目的に、適応指導教室「くすのき教室」と各学校との連携を図りました。加えて、市内6小学校・1中学校に7名のスクールソーシャルワーカー(SSW)である黒光さおりさんを招いて、「各年代のヤングケアラーに学校ができること」の演題で教育相談研修会を開催しました。

令和4年11月16日（水）には、市内全教職員を対象に3密を避け、兵庫県尼崎市小中学校及び県立高等学校等スクールソーシャルワーカー(SSW)である黒光さおりさんを招いて、「各年代のヤングケアラーに学校ができること」の演題で教育相談研修会を開催しました。

教育相談カウンセリング事業では、専門的な知識や経験を有するカウンセラーを配置し、

いじめや不登校など様々な問題を抱える幼児・児童・生徒へのカウンセリングに加え、保護者や教員に対して適切な助言を行い、方向性を示すなど、問題解決に努めました。また、個々の子どもへの対応を関係機関が参集し協議する「ケース会議」や、個々の子どもを知るための「行動観察」、各心理検査やアンケート調査の実施などを通して、子ども一人一人の成長を支援するための手立てを考え、カウンセリング事業の推進に努めました。

IV 教育長交際費について

平成21年度五條市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書に対する点検評価委員の意見書に基づき、五條市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準を制定し、教育長交際費の執行状況について、その金額や支出内容について市ホームページで公開しています。

令和4年度教育長交際費明細

支出月	金額(円)	支出区分	支 出 内 容
4月	10,000	弔慰費	市内小学校教頭妻逝去に伴う香典代
5月	0	-	-
6月	0	-	-
7月	31,291	激励費外1	第69回全国高等学校定時制通信制 軟式野球大会出場激励金外1件
8月	20,000	激励費	令和4年度全国・近畿中学校総合体育大会 全国大会出場激励金
9月	3,000	記念品費	叙勲受章者花束代
10月	0	-	-
11月	11,200	記念品費外1	叙勲受章者花束代外1件
12月	13,560	雑費	北海道新十津川町・余市町訪問に伴う手土産代
1月	3,000	記念品費	叙勲受章者花束代
2月	14,591	雑費	西吉野農業高校農家実習受入農家（北海道余市町） 感謝状贈呈に伴う手土産代外1件
3月	6,963	記念品費外1	退職校長への記念品代外1件
合計	113,605	計12件	

（参考）五條市教育委員会教育長交際費支出基準及び公開基準

1 趣旨

教育長等が、教育行政の円滑な運営を図るため、市教育委員会を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「教育長交際費」という。）の支出基準を定めるとともに、教育長交際費の支出状況の透明性を高め、教育行政に対する市民の理解と信頼を深めてもらうため、公開基準を定める。

2 支出区分等

教育長交際費は、支出先との交際ににおいて、次に掲げる事項について教育長が適当と認めた場合は、支出することができるものとする。

支出にあたっては、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ最小限の金額となるよう努めることとする。

なお、教育長が指定する職員が、教育長の代理として、又は教育委員会を代表して出席する場合には、教育長出席に準じて教育長交際費からの当該支出を認めるものとする。

ただし、宗教団体及び政党その他の政治団体の事業については、教育長交際費を支出しない。

区分		内容、対象等
①	会費	総会、意見交換会等会費
②	祝費	記念式典、祝賀会、各種行事等のお祝い
③	弔慰費	香典、生花代等
④	見舞費	市教育行政関係者の傷病、災害等に対する見舞金
⑤	激励費	各種大会等で県代表として出場する個人や団体 【市費からの助成又は補助があるものは除く】
⑥	記念品費	表敬、表彰にかかる記念品、花束
⑦	雑費	広告料、視察等に係る土産 その他交際上支出に必要な経費として、教育長が特に認めるもの。

3 公開

（1）教育長交際費の支出状況について、公開年度の前期（4月から9月）及び後期（10月から3月）別に公開する。

公開時期については、前期は公開年度の10月末まで、後期は公開の次年度の4月末までに別記様式によりインターネットの五條市ホームページ等に掲載する。

（2）相手方氏名の取扱いについて、病気及び事故の見舞い等で相手方のプライバシーに配慮が必要な場合は除くことができる。

4 その他

この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

5 適用期日

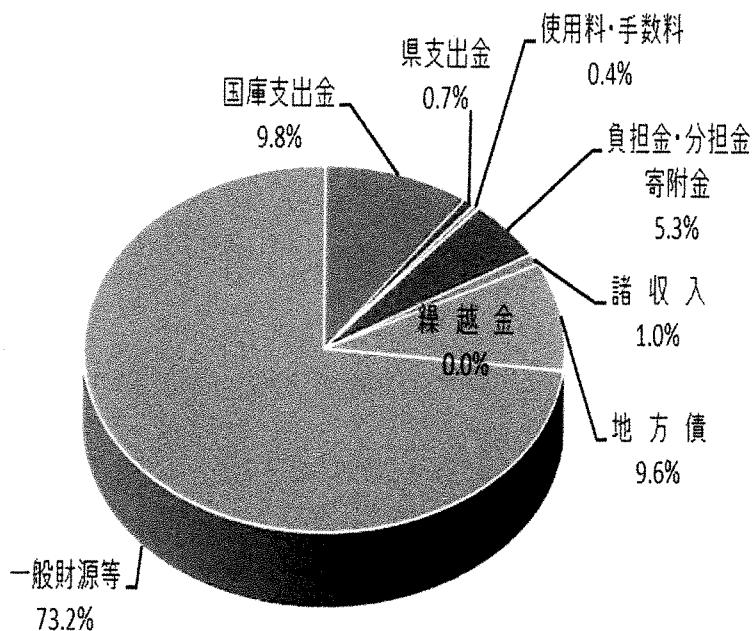
この基準は、平成21年9月24日から施行し、平成21年度分の教育長交際費の支出から適用する。

V 令和4年度教育費歳入歳出決算

【歳入】

(単位：千円)

内訳	決算額
国庫支出金	135,469
県支出金	10,368
使用料・手数料	5,987
負担金・分担金 寄附金	73,036
諸収入	13,552
繰越金	337
地方債	132,900
一般財源等	1,013,051
合計	1,384,700

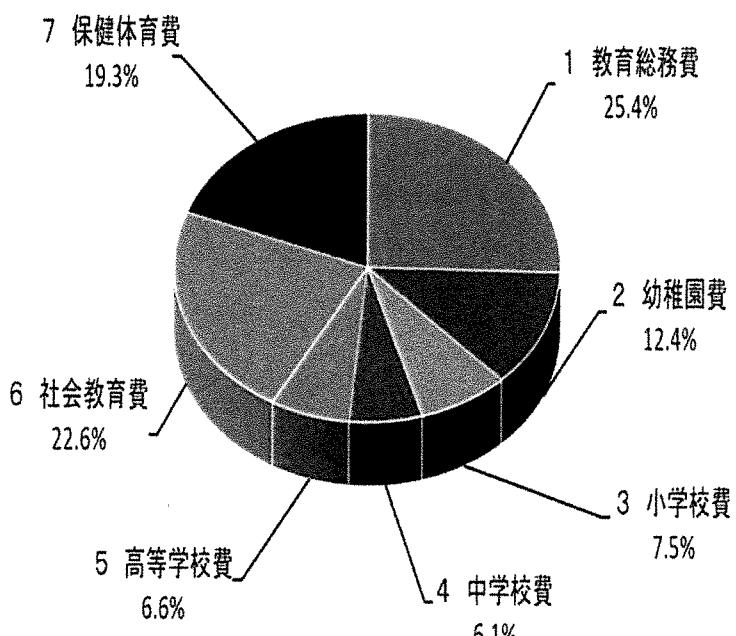


【歳出】

目的別の内訳

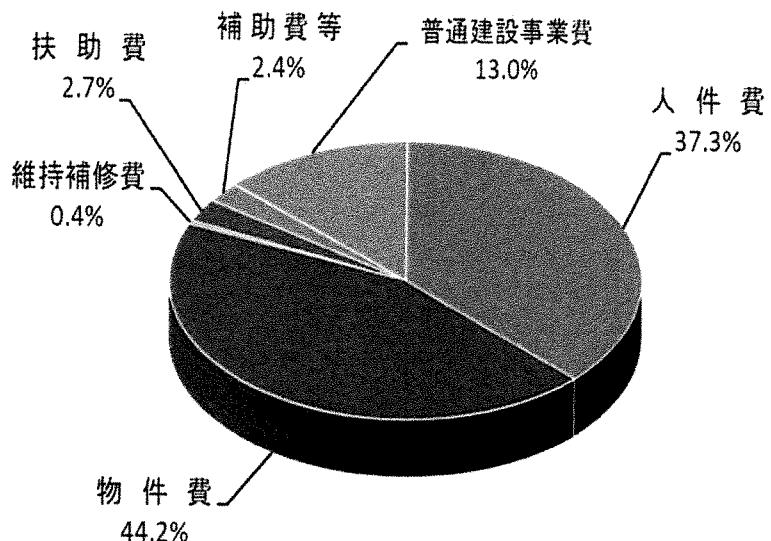
(単位：千円)

目的別	決算額
1 教育総務費	352,193
2 幼稚園費	171,560
3 小学校費	104,367
4 中学校費	83,913
5 高等学校費	92,049
6 社会教育費	313,441
7 保健体育費	267,177
合計	1,384,700



性質別の内訳 (単位:千円)

内訳	決算額
人件費	516,744
物件費	612,028
維持補修費	5,851
扶助費	36,751
補助費等	32,944
普通建設事業費	180,382
合計	1,384,700



用語解説

人件費: 委員の報酬や職員の給与などの費用です。

物件費: 消費的な性質（賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費など）をもつ費用です。

維持補修費: 学校などの教育施設を維持、管理するために必要な費用です。

扶助費: 法令に基づいた給付や、市が単独で行う各種扶助のための費用です。

補助費等: 主に公益上必要があると認められる団体などに対して、五條市教育委員会が交付する補助金などの費用です。

普通建設事業費: 社会資本を形成するために学校を始めとした教育施設等の新增設等の建設事業などに要する費用です。

VI 点検評価委員の「意見書」

1 意見書の提出について

この意見書は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、五條市教育委員会の令和4年度における事務の管理及び執行の状況について、「学校教育環境の充実」以下6施策に関して自己評価した内容を精査し、意見を述べるものである。

令和5年8月10日

点検評価委員 松井 和永

活動の点検及び評価に対する意見について

1 教育委員会

教育委員は、定例教育委員会、各種行事等に出席・参加され、また、学校（園）訪問により学校（園）現場の状況把握に努められている。学校適正化や認定こども園等、本市の教育行政施策は多様かつ高度化しているが、引き続き、的確な指導・助言をいただくようお願いしたい。

2 教育総務課

教育環境の改善という点において、学校施設の老朽化に対し、迅速かつ適切な改修・修繕を実施した結果、児童・生徒が安全・安心に学習できる環境の整備に努めていることは評価したい。今後、個別施設計画に基づいた改修・整備を実施いただくとともに、学校適正化事業の完了に伴い、学校施設の改修、スクールバスのルート再編検討等、適切な事務の遅滞ない執行をお願いしたい。

3 学校教育課

学校教育課においては、市内学校（園）の運営に関し、的確な助言・サポートをいただいている点を評価したい。

また、教育環境の整備に関しては、国の提唱する「GIGAスクール構想」実現に向けて引き続き、ICT支援員の派遣により、授業のバックアップを実施し、教職員や児童・生徒が円滑に機器をトラブルなく活用できるようフォローをお願いしたい。

また、小中一貫教育に対応できるよう、市内3校区に分けた学園に基づき、学園が独自の教育目標を掲げ、9年間の連続したカリキュラムの活用と教育内容の充実を図っていただきたい。引き続き、各学園がそれぞれの特色ある教育活動を展開するとともに、より地域に根付いた施策を実施できるようにお願いしたい。

学校保健、食物アレルギー対応については、引き続き、子どもたちが安全、安心に学校生活を送ることができるよう、健康面を第一に優先し、適切な対応をお願いしたい。

西吉野農業高校魅力化推進事業については、農業教育の高度化を図れるよう実習活動の更なる充実を図るとともに、卒業後の進路に関しても学校はもとより各関係機関と連携を密にしながら、卒業生に対する就農支援、各種補助等により、五條市内への定住・就農を推進する取組を進めていただきたい。

4 子ども未来課

学校適正化事業については、統合の最終段階である五條東小学校が無事に開校したことを評価したい。少子高齢化の進行により、今後さらに児童生徒数の減少が予想されるが、より良い教育環境の実現に向けて努めていただきたい。

認定こども園については、整備事業が完了し、計画どおり3園同時に開園している。また、園のICT化を実施し、保護者の利便性の向上及び保育教諭の事務の効率化を図ることができたことは評価したい。今後は、認定こども園の円滑かつ適正な運営ができるよう、就学前教育・保育の質の向上に向けた職員研修や保護者等への十分な説明を行いながら取り組んでいただきたい。

5 生涯学習課

各種文化活動、スポーツ活動については、新型コロナウイルス感染症に伴い、中止となつたイベントもあるなど、依然として影響を受けている。ただ、コロナ禍においても、感染対策を講じながら、可能な限り各種講座やスポーツ活動を実施する環境づくりに取り組んだことを評価したい。

図書館の運営については、インターネットを活用した蔵書検索・予約、読書普及のための資料展示など、今後も図書館の利活用促進につながる取組みを継続していただきたい。

学校・地域パートナーシップ事業及びコミュニティ・スクール事業については、地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びの支援だけでなく、事業を通じての地域住民の絆づくりを進め、地域における教育力の向上を今後とも図っていただきたい。

6 文化財課

市史編纂事業に関しては、市史編集委員会に設置された9つの分野の専門部会による調査及び成果品刊行のスケジュールに基づき、事業を進めていただきたい。

また、五條文化博物館運営においては、令和3年度から指定管理者制度を導入したこと、民間のノウハウを活かしながら、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、魅力ある自主事業を積極的に企画・開催し、入館者の増加へ繋がったことを評価したい。今後も集客増につながる魅力ある博物館となるよう努めていただきたい。

町並み保存・活用に関しては、「櫻華会」、「五條新町スタンプラリー」等、子どもから大人まで幅広い層をターゲットにしながら本市のPRに努めいただいている。魅力ある地域づくりのために、市民と行政が緊密に連携しながら、地域文化の保存・継承を続けていただきたい。

7 子どもサポートセンター

青少年健全育成事業に関しては、思いやりの心や積極性を育むことを主題として様々な活動を展開していただいている。子どもたちの見守りや安全対策については、犯罪が多様化している昨今において、非常に重要な事項であることから、引き続き、関係機関との連携を密にしながら、取り組んでいただきたい。

生徒指導対策事業に関しては、各学校と連携しながら、「くすのき教室」をはじめとする不登校傾向児童・生徒への綿密な支援を実施いただいている。また、スクールソポーターを配置し、学校（園）生活や教育活動の支援を実施いただいている。

教育相談カウンセリング事業に関しては、専門的な知識や経験を有するカウンセラーを配置し、いじめや不登校など、デリケートな事項に係る内容を扱っているため、子ども一人一人の成長に合わせた支援をお願いしたい。

○ 終わりに

新型コロナウィルス感染症による感染対策と教育活動の両立という難しい問題に直面しながらも、日々、教育行政に取り組んでいただいていることに敬意を表したい。

とりわけ小中一貫教育においては、学園構想の理念を踏まえ、各学園がそれぞれ特色ある教育活動の充実をはかるとともに、学園がより地域に根ざしたものになっていくよう、教職員と教育委員会とが引き続き連携を密にしながら教育施策を実施していくことを期待したい。

また、令和4年度から市立認定こども園が開園し、「0歳から15歳まで」の一貫した教育・保育の体制が整備された。従来の幼稚園、保育所で積み重ねてきた経験・知識を土台としてより質の高い教育・保育の提供に向け取組を進めていただきたい。

ポストコロナ後、各種イベントが再開されつつあるが、参加者の意向等を踏まえ、事業内容について見直しを行い、住民の多様なニーズを的確に捉えつつ、限られた財源の中で最善の事業を実施できるよう、しっかりとした見通しを持ちながら、各種施策を推進していただくことを期待する。

VII 令和4年度施策点検評価シート

学校教育環境の充実	・・・ 26~30
教育内容の充実	・・・ 31~32
地域教育力の向上	・・・ 33
生涯学習活動の効果的な支援	・・・ 34~35
歴史遺産・伝統文化の保存	・・・ 36~37
青少年健全育成の推進	・・・ 38~39

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	教育総務課・学校教育課
施策名	西吉野農業高校の魅力化		
目標	西吉野農業高校魅力化推進事業の実施と評価及び実施計画の改善を図る。		
施策の現況	<p>西吉野農業高校の魅力向上のため、教育課程や実習の実施方法について充実を図った。 1年生で実習の基礎を身に付けさせ、2・3年生の農家実習及び4年生での就労体験活動で実践的な農業を学ぶカリキュラムを策定し、実施することができた。</p> <p>生徒募集については、県内中学校には訪問により、県外中学校へは市町村教委を通じて周知した。また、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォーム主催の「地域みらい留学フェスタ(オンライン開催)」に参加し、生徒・保護者に対して特色ある教育活動について広報した。</p>		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
西吉野農業高校 魅力化推進事業	実習、就労体験活動の実施・協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 協力要請に対し、昨年度と同様にJA、奈良県食と農の振興部、農業法人などから協力の意向をいただいた。 既存の協力農家を通じて取組みを紹介いただき、新規受け入れ農家等の確保につなげることができた。 地域農家・農業法人等で構成する「西吉野農業高校を支援する会」を中心に、実習、就労体験活動、卒業後の進路等を包括的に支援いただいた。 柿の苗木を昨年度から卒業生が記念植樹しているが、関連団体の協力・指導により学校の西側斜面に25本定植することができた。 	A
	全国募集に係る広報活動の実施 学校訪問、教委訪問 地域みらい留学フェスタに参加 オープンスクールの実施 県外生対象 志願手続説明会開催	<ul style="list-style-type: none"> Webページ、学校案内リーフレットによる広報 市町村教委・中学校訪問による広報 県内: 市町村教委(38教委)、市町村立中学校(100校)訪問 近畿圏(三重を含む): 市町村教委(174教委)訪問 中部圏: (12市教委)訪問 首都圏等遠隔地には、教委へ電話で周知依頼(48教委) (以前に、訪問して協力を得た教委へ依頼) 計 272教委に周知依頼、100校を訪問 資料配布校 2,713校(前年比73校増) (全公立中学校・義務教育学校の約30%に相当) 地域みらい留学フェスタ(オンラインで開催 計8回参加) オープンスクール(2回)…延べ53名参加 対面合同説明会(東京で開催)…4名参加うち1名が入学 	A
	農業教育高度化事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> スマート農業等の農業教育カリキュラムの強化 ドローン実習・先進的農業施設での研修で435,397円を執行 研修用農業機械及び農業設備の導入 ビニールハウスの整備、環境制御装置など2,555,300円を執行 	B
	寄宿舎運営	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の体制としては生活指導員5名雇用 (フルタイム2名・パートタイム3名) 令和2年3月から寄宿舎の管理に係る業務委託を導入 長期継続契約(R4.4.1～R7.3.31) R4年度 13,992,000円 	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	<ul style="list-style-type: none"> 実習や就労体験活動は充実した内容となっているので、加えて農業経営能力の向上を図る。 学年進行に伴う生徒数の増を見据えた、実習・就労に協力していただける農家・農業法人の確保。 西吉野農業高校を支援する会、及び関係機関との連携。
今後の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 卒業後の進路に係る支援として、卒業生に対する就農支援、各種補助等により就農や定住を推進する。 実習等協力農家・農業法人の確保。 校地内に温室等のスマート農業関連施設の設置など、農業教育高度化に対応していくとともに、農業教育の高度化を推進していく人材を確保する。 Webページ、広報リーフレット、教育委員会訪問、地域みらい留学等による全国募集広報活動の継続。 寄宿舎の管理運営(R2. 3から業者委託導入)、隣接する定住促進住宅の入居者募集、活用方策の検討。 生活指導員を中心とした寮生の生活指導の更なる検討と効率的な運営体制の確立。

4. 総合評価

総合評価	<p>全国募集導入(平成30年度入学者より)に伴い、例年20名前後の生徒が入学するなど、地道な広報活動の成果が現れている。一人でも多くの移住・定住に繋がるよう関係機関と連携を密にしながら支援を講じていく必要がある。「西吉野農業高等学校を支援する会」と協力しながら、更なる実習活動の充実について検討を行い、農業経営の学習経験も積ませることで、能力の向上を図っていく。</p> <p>全国募集の広報活動については、一定の周知はなされたと考えるので、現在の広報活動に加えて、入学生の出身中学校を担当者が直接訪問する形をとり、入学生を確保する。</p> <p>また、本市への移住・定住を促進するために整備した「桜花住宅」についても、入居者を募るために広報活動を継続する。</p>
------	---

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	教育総務課
施策名	学校施設の整備(教育環境の改善)		
目標	教育環境の充実を図るとともに、児童・生徒が安全・快適に学ぶことができるような教育施設の修繕・改修を実施する。		
施策の現況	各学校施設の老朽箇所の修繕・改修を実施した。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
小学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	緊急的な修繕を遅滞なく実施することができた。 ・小学校修繕 38件 3,518,604円	B
中学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	緊急的な修繕を遅滞なく実施することができた。 ・中学校修繕 27件 1,445,969円	B
高等学校施設改修事業	学校施設の老朽化に対して迅速な改修・修繕により学習環境の維持・整備を行う。	緊急的な修繕を遅滞なく実施することができた。 ・西吉野農業高校修繕 4件 147,020円 ・寄宿舎修繕 11件 515,737円	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	和式トイレでの排便ができない児童・生徒の増加による洋式トイレの混雑解消を図るための学校トイレの洋式化率の向上を進める。 HIDランプの製造・出荷中止に対応するため、照明器具のLED化を進める。
今後の主な取組	トイレの洋式化については、改修工事を3ヵ年(3グループ)に分け、工事実施に向けて、トイレ改修工事設計業務を進める。 LED化については、学校において器具の取替修繕の必要が生じた場合、個別に対応してきた。しかしながら、大手メーカーが順次、HIDランプの製造・出荷を中止していくことから、LED化については、総合的な取替計画の検討が必要である。

4. 総合評価

総合評価	学校施設の老朽化に対し、迅速かつ適切な修繕・改修を実施した結果、児童・生徒が安全・安心に学習することができる環境を整備できた。 加えて、所管施設に係る個別施設計画を精査しながら、今後、同計画に基づいた計画的な改修・整備を実施していく。
------	--

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	教育総務課
施策名	学校の適正化(スクールバス運行管理)		
目標	五條南小学校・五條中学校、五條東小学校・五條東中学校の児童・生徒に係る通学の利便性向上を図る。		
施策の現況	統合により通学距離が長くなる児童・生徒の利便性向上のため、13路線13台(西吉野・大塔方面7台、阪合部・大深方面3台、阿太・大野新田方面3台)のスクールバス運行を実施している。小学校と中学校の登下校時刻に合わせたバスを定期的に運行している。また、市内の公立小中学校を対象に、校外学習等の際に特別運行を実施している。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
スクールバス運行	西吉野・大塔方面(五條南小学校・五條中学校)、阪合部・大深方面(五條南小学校・五條中学校)、阿太・大野新田方面(五條東小学校・五條東中学校)の遠距離通学児童・生徒に係るスクールバス運行	学校の校時に合わせたスクールバス運行表を毎月作成し、その運行表に基づいて13台のスクールバスを運行する。児童生徒が安全に登下校できるように努めた。	A
スクールバス運行 (特別運行)	市内小中学校の校外学習等に伴うスクールバスの特別運行	各学校の校外学習等に伴う移動手段としてスクールバスを活用した。登下校にかかる時間帯のバスを有効利用することで費用負担の軽減を図ることができた。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	風水害時や道路崩落等の自然災害状況が発生またはその危険がある場合への対応マニュアルの隨時見直しを図るとともに、各停留所の安全確保・注意喚起を徹底する必要がある。令和5年度の北宇智方面のスクールバスの運行開始に伴い、新たにスクールバスを利用する児童・生徒及び保護者にとって安全・安心なバスの運行を行う必要がある。園児のバスの置き去りについて社会問題になっていることを受けて小中学校のスクールバスについても対応が必要である。
今後の主な取組	学校適正化事業の推進に伴い、令和5年4月に五條東小学校と北宇智小学校が統合し、北宇智方面から新たに運行するバスの経路、運行計画の策定について関係各課と協議の上、所要事務を推進する。バスの置き去り防止のブザー設置について導入を進めていく。

4. 総合評価

総合評価	北宇智小学校と五條東小学校の学校統合により、今後もバスの台数が増える見込みである。児童・生徒の安全面に十分配慮しつつ、関係各課や学校、運行委託事業者と連携を密にしながら取り組んでいく。
------	--

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	子ども未来課
施策名	学校の適正化		
目標	学校統合協議会を設置・運営し、統合して新たに設ける学校の施設整備や小中一貫教育推進のための取組を進める。		
施策の現況	学校適正化基本計画スケジュール第3段階最終年度の北宇智小学校と五條東小学校の統合に向けた取組を進める。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
学校統合協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・学校統合を円滑に進めるため、保護者、地域及び教職員の代表による学校統合協議会を設置 ・通学及びPTAの各部会における、令和5年4月開校の新五條東小学校の開校に向けた協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学部会を2回、PTA部会を1回開催し、スクールバス運行計画及びPTA規約の改正について協議する。 ・北宇智小・五條東小学校統合協議会を開催し、スクールバス運行計画及びPTA規約の改正について承認を得る。 	A
学校統合に向けた整備等	統合する学校の開校に向けての準備	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者及び児童を対象としたスクールバスの試走 ・統合する学校の備品移動 ・通学路の安全点検及び安全啓発看板等の設置 ・閉校する北宇智小学校に記念碑を設置 	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	少子高齢化の進行により、今後さらに児童生徒数の減少が予想される中、次の学校適正化を検討する必要がある。
今後の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の集団の中で、一人ひとりに応じた多様な教育の実現 ・同一校区内の小学校と中学校でグループを形成する3つの学園での小中一貫教育の推進 ・統合により使用しなくなる施設の利活用

4. 総合評価

総合評価	平成30年6月に策定した五條市学校適正化基本計画に基づき、市内の5つの中学校と8つの小学校を3つの中学校と4つの小学校に再編し、3つの学園で小中一貫教育を推進するための事業を進めた。これまで、新たな学校の開校に向けた協議として、五條中学校・野原中学校・西吉野中学校学校統合協議会を8回、北宇智小学校・阿太小学校・宇智小学校学校統合協議会を7回、野原小学校・阪合部小学校・西吉野小学校学校統合協議会を10回、北宇智小学校・五條東小学校学校統合協議会を5回開催し、校名・校章・校歌・制服・PTA規約・スクールバス運行計画・校務分掌など様々な協議を行った。また、統合に伴う施設整備として、五條中学校校舎の改修、五條東小学校のスクールバス操車場設置、旧野原中学校の改修工事を行った。
------	---

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	学校教育環境の充実	所管課	子ども未来課
施策名	幼保の一体化(認定こども園の整備)		
目標	認定こども園の施設整備 就学前教育・保育カリキュラムに基づいた、就学前教育・保育の質の向上に向けた職員研修		
施策の現況	「五條市立認定こども園整備基本計画」に基づき令和4年4月、3箇所の認定こども園が開園。 就学前教育・保育に関する理解を深め適切な環境を構成し、個々の子どもの発達に応じた保育を行うため、職員研修を実施した。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
就学前教育・保育 カリキュラムに基づいた 職員研修	就学前教育・保育に関する理解を深め 適切な環境を構成し、個々の子どもの 発達に応じた保育を行うための研修会	・保育実践研修会(園内研修会) 6回開催 ・保育内容研修会(幼小接続、保育の質の向上) 3回開催 ・運動遊び実践研修会 3回開催 ・管理職研修会 3回開催	A
こども園のICT化	保護者の利便性の向上及び保育教諭 の事務の効率化を図るため、こども園 のICT化を実施。	・各園にタブレット端末等を配置した。 ・保育業務支援システムの導入により、園児の登降園がシス テムで管理され、在園情報が共有できる。また、保護者と園の 連絡をスマートフォン等で行うことができ、連絡体制等の利便 性が向上し、発達状況や登録データを連動させることで職員 の業務の効率化を図ることができた。 ・システムを使用するため、ネットワーク環境を整備した。	A
認定こども園の施設整備	ゆめこども園園庭等の整備工事	北宇智保育所跡地をゆめこども園園庭・駐車場として整備し た。(令和4年6月30日竣工)	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	「五條市立幼保連携型認定こども園カリキュラム」に基づく、就学前教育・保育の内容の検証と確認が必要である。
今後の主な取組	・認定こども園の円滑かつ適正な運営 ・就学前教育・保育の質の向上に向けた職員研修 ・認定こども園の施設運営管理

4. 総合評価

総合評価	令和4年4月に開園した3つの認定こども園のICT化を実施し、保護者の利便性の向上及び保育教諭の事務の効率化を図った。また、個々の子どもの発達保育に応じた保育を行うため、職員研修を実施した。
------	--

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	教育内容の充実	所管課	学校教育課
施策名	学校(園)への支援プロジェクト		
目標	学校(園)の経営に対して援助を行うことで、認定こども園とも連携し、学園構想における0歳から15歳までの途切れのない教育を整備する。 「GIGAスクール構想」に則り、ICT環境を有効的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現を目指す。		
施策の現況	アドバイザリーチーム派遣事業では、各学校(園)を訪問し、学校運営や指導方法等について支援した。学校活性化事業では、ICT環境の充実を図り「GIGAスクール構想」を実現するため、児童・生徒1人1台のタブレット端末の活用を推進するとともに、高速大容量のネットワーク環境整備を行った。また、教員のICT活用指導力の向上を図るためにICT支援員を配置した。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
市アドバイザリーチーム 派遣事業	こども園、小中学校、西吉野農業高等学校を訪問し、学校(園)運営や指導方法等について支援する。	教育部長をリーダーとする学校教育アドバイザリーチームを組織し、みらいこども園、ゆめこども園、きぼうこども園、西吉野農業高等学校を訪問し、学校経営や教育活動・学校評価等に対する指導と支援を行った。	A
学校活性化事業・ ICT環境の充実	「GIGAスクール構想」の実現に向け、児童・生徒1人1台のタブレット端末の活用を推進するとともに、高速大容量のネットワーク環境整備を行う。	タブレット端末のインターネット回線速度向上のために、各校から直接インターネットに接続する、回線切り替え工事(ローカルブレイクアウト)を行った。 また、円滑な活用を推進するために、ICT支援員を各校に月3回派遣し、教員のサポートや機器のトラブル等に対応した。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	・社会を生き抜く力を養うためには、学校(園)での取組の充実だけではなく、保護者や地域等との連携が不可欠となる。そのため、学校や保護者、地域との連携を図った取組が各学校はもとより、各学園単位で推進されるよう指導や支援を行う必要がある。 ・「GIGAスクール構想」に則り、児童生徒1人1台端末や通信ネットワーク等のハード面の整備がほぼ整った。これからは、ソフト面の効果的な活用及び指導法を研究し、子どもたちの確かな学力につながるように取組を推進する必要がある。
今後の主な取組	・学園構想を踏まえた教育活動や運営等について、アドバイザリーチームで学園としての課題の洗い出しを行い、適切な支援、助言を行っていく。また、各校(園)においては、学校(園)改善を進めるためのツールとして学校(園)評価を有効活用し、日常的にPDCAサイクルが機能するよう指導の充実を図る。 ・AIドリルを導入し児童・生徒のそれぞれの学力に応じた個別最適な学びを推進していく。

4. 総合評価

総合評価	目標に対して成果が見られた。今後は、内容を精査し、充実を図ることで、より一層、学校の活性化に向けた支援を進めていく。
------	--

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	教育内容の充実	所管課	学校教育課
施策名	就学前・小中高の連携		
目標	校種間の円滑な接続と教育内容の充実を図るとともに、系統立てたふるさと学習を推進することを通して、児童・生徒の郷土愛を育む。		
施策の現況	各学園ごとの子どもの実態を踏まえて、創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進を支援するとともに、学校教育活動の取組の充実に向けた支援を進めている。また、小中合同の授業研究や教育講演会をはじめ、あらゆる機会を通して教員の資質向上を図ってきた。さらに、「五條かるた」や「五條学」等のふるさと教材を活用して、郷土の良さに触れる機会を創出し、郷土愛を育むとともに、郷土の良さを発信できる子どもを育成する。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
9年間をつないだカリキュラムの活用と教育内容の充実	「五條市小中一貫カリキュラム」を基盤とした授業の構築を図り、9年間の連続した学びの中で必要となる知識・技術を確實に習得し、適切に活用できる力を育成する。	3つの学園(中部学園、東部学園、西部学園)が、それぞれ学園の教育目標を掲げ、系統立てた教育活動に取り組む体制が整った。 また、小中合同の授業研究や研修会等も複数回行うなど、学園としての教育内容の充実を図ることができた。	B
ふるさと学習の充実	「五條かるた」、「五條学」、「私たちの五條市」等のふるさと教材を活用して、郷土の良さに触れる機会を創出し、愛着を育むとともに、郷土の良さを発信できるような授業実践を行う。	社会科や総合的な学習の時間等の授業において、「五條学」、「私たちの五條市」を活用することや「小学生ふるさとカルタ大会」等をとおして、郷土愛を醸成する「ふるさと学習」の充実を図った。また、西吉野農業高等学校では、総合的な探究の時間に「五條タイム」を設け学びを深めた。 教材使用の利便性を高めるため、副読本である「五條学」、「私たちの五條市」のデジタル化に向けた検討を始めた。	A

3. 施策の課題と今後の主要な取組

施策の課題	<ul style="list-style-type: none"> 各学園が主体的に一貫教育を推進していくための指導・支援を行う必要がある。 定期的に「五條市小中一貫カリキュラム」の見直しを図る必要がある。 統合前の各学校が実施してきたふるさと学習を各学園で再構築するよう指導・支援する必要がある。
今後の主要な取組	<ul style="list-style-type: none"> 学園構想の理念を踏まえ、「教育委員会が先導するステージ」から「学園が自走するステージ」への移行につながる指導と支援を実施する。(五條西部学園や各都市で先行実施された好事例の周知、各学園の一貫教育に関する研修会等への指導主事の参加・助言等) 教科書採択(令和6年度以降小学校)に伴い、「五條市小中一貫カリキュラム」の改訂を図る。 ICTを効果的に活用したふるさと学習を推進する。 新規採用教員や他市町村からの転入教員に対して、五條について学ぶ機会を設定する。

4. 総合評価

総合評価	目標に対して一定の成果が見られる。 今後は、各学園がそれぞれの特色ある教育活動の充実を図るとともに、地域へ積極的に発信していくことで、学園構想がより地域に根ざした深いものになっていくよう、更なる指導と支援を行っていく。
------	--

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	地域教育力の向上	所管課	生涯学習課
施策名	地域コミュニティの活性化		
目標	子どもたちの豊かな成長を支えるパートナーとして、保護者や地域住民の学校運営に対する当事者意識を高め、共に連携・協働しながら、規範意識の向上や社会性の向上等、「地域とともにある学校づくり」をめざす。		
施策の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子ども達の学びを支援するだけでなく、活動を通じて地域の住民の絆づくりを進めるとともに地域の教育力向上を図る。 ・学校・地域パートナーシップ事業の推進 ・コミュニティ・スクールの促進 		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
学校・地域パートナーシップ事業	学校をベースとした地域コミュニティを構築し、地域教育力の向上をめざす。	地域学校協働活動・放課後子ども教室については市内各学校(園)(12校園)、地域未来塾については小中学校4校で取り組んだ。地域学校協働活動のさらなる推進に向けボランティア参加の充実を図るため、学校への支援を行い、体制と組織の整備を推進した。また、地域コーディネーターの資質向上のため、天理大学の佐々木教授を講師として招聘し、研修会を開催した。	A
コミュニティ・スクール事業	コミュニティ・スクールの促進を図る。	令和4年7月に西吉野農業高等学校に学校運営協議会を設置し、市内の公立学校すべてがコミュニティ・スクールとなった。市内延べ81名に学校運営協議会委員を委嘱した。委員の意識向上を図るために奈良県教育委員会よりコミュニティ・スクールの担当者を招いて、講演して頂き、熟議を体験するなど研修を行った。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域パートナーシップ事業…地域ボランティアの確保とボランティア活動がしやすい条件整備が必要である。また、ボランティアの活動をまとめるコーディネーターとなる人材の更なる確保および育成が課題である。 ・コミュニティ・スクール事業…地域や学校が抱える課題を共有し、課題解決に向けた手立て、取組等について熟議する機会を設け、協議会を充実させるために学校運営協議会委員の学校運営に対する当事者意識高揚を図る。
今後の主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域パートナーシップ事業…継続的に活動ができるボランティアの確保と運用面での改善を進める。また、地域コーディネーターの資質向上を図る。 ・コミュニティ・スクール事業…地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進させるために、委員の役割の明確化と当事者意識向上を目指した研修を実施する。

4. 総合評価

総合評価	学校・地域パートナーシップ事業は、市内全学校(園)で実施され、各校で地域連携と支援活動を展開している。今年度開園した3つの認定こども園においても、地域の協力を得ながら、子どもたちの「力」の高まりに向けて、地域学校協働活動に取り組むことができた。地域のボランティア活動の充実を図るために、地域コーディネーターの設置、推進については、さらなる取組が必要である。 コミュニティ・スクール事業は、小中高校に設置されている学校運営協議会の深化を推進するための研修会の実施、アンケート調査やC・Sチェックシートの活用によって、協議会委員の意識の向上に一定の成果が認められる。
------	--

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	生涯学習活動の効果的な支援	所管課	生涯学習課
施策名	多様な学習ニーズに応える学習の環境づくり		
目標	生涯学習推進体制の整備に係る諸施策を推進する。		
施策の現況	公民館や図書館等の社会教育施設を中心に利用者や市民の多様な学習課題を把握し、それぞれに応じた学習の機会を提供している。また、施設の修繕等を館長や管理者の要望を踏まえながら計画的に進めている。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
社会教育施設の利便性・安全性の向上	生涯学習の重要な拠点である図書館や公民館などの社会教育施設の整備、運営の充実を図る。	利用者が安心・安全に施設を利用できるよう、各館長等からの要望等を聞き取りし、限られた予算のなかで備品の購入や施設の修繕等を計画的に進めた。また、旧阪合部小学校2階を活用した新阪合部公民館が竣工した。中央公民館主催講座については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染対策を講じながら可能な限り講座実施を行った。	B
図書館の利活用促進	市民の読書への関心を高め、感性豊かな市民の育成、市内児童・生徒の読書意欲の向上などを図る。	雑誌オーナー制度やインターネットによる蔵書検索・予約、読書普及のための資料展示を実施するとともに、イベントの開催、LLブックやデイジー図書、点字コーナーなどのサービス向上を図った。令和4年度中の利用者数は21,217人、図書貸出人数は10,668人、貸出冊数は50,208冊であった。また、令和4年11月から電子図書館システムを導入し、コロナ禍の新しい生活様式に対応した図書館サービスを提供することができた。なお、電子図書館システムの令和5年3月末現在の登録者数は3,551人、貸出冊数は857冊であった。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年度に予定していた各種イベントの中には中止となったものもあったが、今後、再開にあたっては参加者の意向把握や事業内容の見直し、他イベント等との合同開催などを検討していく必要がある。また、老朽化が進む社会教育施設については、長寿命化を図るために、引き続き修繕等を計画的に進めていく必要がある。
今後の主な取組	アンケート等による利用者の改善要望等を踏まえ、更なる社会教育施設の利活用の推進に努める。イベント開催時には、広報やホームページ、フェイスブックに掲載する等の方法で広く周知を行う。平成29年3月に策定された「五條市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な施設の維持修繕や統廃合の検討に取り組む。

4. 総合評価

総合評価	新型コロナウイルス感染症の影響により図書館や公民館などの社会教育施設の利用者数はコロナ感染前に比べ減少したが、各施設管理者による感染対策、開催形態等の工夫により、継続して活動を行う事が出来た。図書館では、新型コロナ感染対策を実施しながらできる限り利用者の利便性を図った。中央公民館では、会議室等の適正な人数制限や座席配置等の対応を行い、実施可能と判断した講座等を開催した。今後も市民の多様な学習ニーズに合った環境づくりを進めていく。
------	--

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	生涯学習活動の効果的な支援	所管課	生涯学習課
施策名	地域スポーツ活動の環境づくりに対する奨励・支援		
目標	地域スポーツの振興と推進を図る。		
施策の現況	地域におけるスポーツ活動の推進とスポーツの振興を図る。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
スポーツ活動・レクリエーション大会等の開催	市民の健康と体力の向上を図るための各種教室・レクリエーション大会等を実施する。	新型コロナウイルスの感染拡大を鑑み、地域体育館等においては、利用人数の制限や、感染予防対策等を講じながらスポーツ振興に資することを目的に活動を実施した。イベント等については、市民球技大会は、コロナの影響により中止となつた競技があり、7競技の実施となった。また、レクレーション大会や駅伝大会などの大規模イベントは誰でも気軽にできるイベントに見直し、スポーツゴミ拾い大会の開催を予定していたが、コロナの再流行により中止となった。	B
社会体育施設の利活用等の推進	生涯スポーツの拠点である社会体育施設を安全で快適に利用できるよう、管理・運営の充実を図る。	二見文化体育センター並びに地域体育館・運動場等の修繕・整備及び運営の支援を行い、利用者へのサービス向上を図った。 地域体育館・運動場の修繕等について、職員で修繕できるものは自ら修繕等を行い、経費削減を図った。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	スポーツの機会の充実、地域スポーツ活動の環境整備など、多様化する市民ニーズに対応する取組が必要である。
今後の主な取組	スポーツを気軽に楽しむ機会と情報の提供、及びスポーツ施設の環境整備に向けて、生涯学習推進体制の整備や地域スポーツの推進を図る。 体育施設の総合的な整備計画の策定に向けて取り組む。 コロナ禍においても、市民が安心して地域スポーツ活動に取り組むことができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を十分に考慮した取組を進める。

4. 総合評価

総合評価	各種団体に対して、コロナ禍においても継続して活動が出来るように運営等の支援を行った。 市民のニーズにあった誰でも気軽にできるスポーツゴミ拾い大会の開催を計画したが、コロナの再流行により中止となった。参加申込の状況で、今後どのようなことが求められているかを検討する指標となった。 社会体育施設の管理運営について、地域体育館、運動場の修繕等のうち、対応可能なものは職員自ら修繕等を行い、経費削減を図ることができた。
------	---

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	歴史遺産・伝統文化の保存	所管課	文化財課
施策名	重要伝統的建造物群の保存と活用		
目標	五條市五條新町伝統的建造物群保存地区の保存事業を行い地域の活性化を図る。		
施策の現況	五條新町は、平成22年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成23年度より国、県の補助を受けながら同地区の修理修景事業、公開活用事業、防災事業を実施している。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
五條新町重要伝統的建造物群保存事業	修理・修景事業	国、県の補助を受け5件の民間修理修景事業に補助金を執行した。また、来年度の修理修景事業を適正かつ円滑に進めるために4件の事前調査・基本設計を行った。	B
伝建事業の広報活動	五條市ホームページ(文化財課)の充実、伝建ホームページの維持	文化財課ホームページの充実を図り、重要伝統的建造物群保存地区五條新町のホームページも引き続き維持した。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	五條市五條新町伝統的建造物群保存事業において平成23年度より修理修景事業を進めて来たが、今後所有者の高齢化や後継者の不在等の理由により、修理が行われないまま老朽化し、倒壊する恐れのある建物が増加することが予想される。令和4年度に解体除去となった建物は1件。所有者には伝建地区の修理・修景に、なお一層のご理解、ご協力をいただけるよう取り組んでいく必要がある。
今後の主な取組	五條新町伝統的建造物群保存地区の歴史的景観の保存及びこれを活用した地域の活性化を図るため、 ①民間修理・修景事業への補助金の執行 ②修理修景事業の事前調査・基本設計 ③防災事業の一環である防火水槽設置の計画及び防災訓練等や事業の広報活動 ④地域住民で組織する五條新町地区町なみ保存会の支援 ⑤重伝建選定10周年記念イベント(令和2年度から延期→令和5年11月11日・12日開催予定)に向けて五條新町伝建地区選定10周年記念事業実行委員会を隨時開催予定

4. 総合評価

総合評価	五條新町重要伝統的建造物群保存事業では、空き家が増える中、修理修景事業を地域住民と行政が共通の課題として、伝建地区の活性化に繋がるよう協力しあいながら進めて行く必要がある。伝建地区的町並みの保存・活性化のためには、これらの事業を継続的に実施していくことが重要であると考え、今後も補助事業及び広報活動を実施する。
------	---

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	歴史遺産・伝統文化の保存	所管課	文化財課
施策名	文化財の保存・継承・活用		
目標	市内の文化財について、所有者・管理者、国・県等と連携しながら適切な保存・継承・活用に努め、郷土の歴史・文化に対する市民の愛着・誇りを育む。		
施策の現況	各種の有形・無形文化財の調査・保存・伝承に関する事業を、国・県の指導、補助金交付等を受けながら、継続的に実施している。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
五條市史編纂事業	平成17年9月の合併により誕生した新生五條市の自然・歴史・文化について、現代の視点と学問水準で調査・研究するとともに、その成果物として「五條市史」を順次、作成・刊行する。	五條市史編集委員会に設置された9つの分野・時代の専門部会の部会員及び調査員による、有形・無形の資料の収集・調査を十分な新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じた上で継続して行った。 編集委員会及び編纂委員会から示された各専門部会の調査及び成果品刊行のスケジュールに基づき、事業を進めていく。	B
古文書等調査事業	市内に残る古文書・古記録類の調査及び受け入れ、五條文化博物館収蔵の古文書等の整理及び公開を行う。	古文書・古記録類の受贈・受託、解読・整理、市ホームページでの目録公開等を継続して行った。	B
博物館展示魅力化事業	市立五條文化博物館を指定管理者により管理するとともに、集客増につながる魅力的な展示、講座、見学会等を行う。	令和3年度から指定管理者により管理運営を行っている。コロナ禍の影響で中止したり参加人数を縮小募集した事業もあったが、魅力ある自主事業を積極的に企画・開催し、事業の集約と增收を図った。令和4年度の入館者数は、3,743人(前年度比708人・約23%増)であった。また、古文書に慣れ親しんでいたく目的で古文書講座を計5回開催し、毎回10人以上の参加があった。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	文化財の種類が多岐にわたり、現状も多様であるため、関係者と協議しながら優先順位を付けて、事業に取り組む必要がある。また、事業の成果を市立五條文化博物館等で積極的に公開し、市民に周知していくサイクルを確立することが求められている。 都市部から来訪した専門家と市民が接することの多い五條市史編纂事業や、不特定の入館者を隨時受け入れて成り立つ博物館展示魅力化事業は、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に位置づけられたことに伴い、積極的な企画・展開を行う必要がある。 市立五條文化博物館は開館から28年が経過し、平成29年度に大規模改修を行ったものの、施設、設備等の大小の不具合が生じており、計画的な修繕が必要である。
今後の主な取組	古文書等の受け入れ・整理・公開、民俗文化財の調査・記録化、埋蔵文化財の調査・整理・公開等の業務を、市史編纂事業の体系・計画に組み込みながら実施する。 市立五條文化博物館については、令和3年度から指定管理者による3年間の管理運営が開始され、さまざまな事業が企画・実施されているが、博物館に常駐する文化財課としても、指定管理者と連携しながら、収蔵資料・常設展の管理、企画展の開催等を行う。

4. 総合評価

総合評価	文化財の保存・継承・活用には、所有者・管理者・保存団体を含めた市民の理解と協力が不可欠であり、令和4年度も、各種の文化財に係る事業について、関係者の理解・協力を得て一定の成果を残すことができた。今後も、各方面との信頼関係を構築・維持しながら、事業の計画・実行、成果の公開に取り組みたい。
------	---

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	青少年健全育成の推進	所管課	子どもサポートセンター
施策名	問題行動等諸問題への対応、不登校・気になる子・保護者を支援		
目標	<p>生徒指導については、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものであり、子どもの人格を形成する上で重要な役割を果たすものであるため、各学校や関係機関と体系的な連携を行う。</p> <p>カウンセリングについては、児童・生徒の不登校等の未然防止、早期発見、早期対応を行う。また、児童・生徒や保護者の悩みや不安を受け止め、医療機関や関係機関と連携して「心の専門家」として必要な支援を行う。</p>		
施策の現況	<p>「五條市生徒指導研究協議会」を年8回開催し、各学校の実態の報告や情報交換及び講師を招いた研修会を実施し、県教育委員会、警察、こども家庭相談センター、学校の各関係機関が協議し対策を講じている。</p> <p>カウンセリングについては、平成25年度からカウンセラー2名を配置し、増加するカウンセリングの要望に効果的に対応できており、各校からの依頼で児童・生徒の行動観察やケース会議での指導・助言、また親子並行面接を実施する等、成果を得ている。しかしながら、令和4年度は毎金曜日に配置することができなかった。</p>		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
スクールソポーターの配置	各学校の教育活動に関わり、担任と連携を図りながら、児童・生徒が心のゆとりをもって学校生活を送るための支援をする。	令和4年度は7名のスクールソポーターを7校に配置し、一人一人に対するきめ細かな対応、支援を行い、子どもたちが安心して学習に取り組むことができた。	A
適応指導教室 「くすのき教室」の運営	心理的・情緒的な状況、発達障害、または家庭の問題により登校が難しい児童・生徒の学校復帰を支援している。	定期的にカウンセリングを行うとともに、学校と教育内容や適応指導教室での様子、家庭での様子について連絡を取り合っている。ソーシャルスキルトレーニングの手法を取り入れつつ社会性の向上を図るほか、興味に寄り添った学習活動や、卓球や縄跳び、バドミントン等を通して体力づくりを行うことで、自信をもって学校へ登校できるよう導く。また、定期的に児童・生徒同士の交流活動を実施している。	A
五條市いじめ問題対策連絡協議会等の開催	平成29年10月から施行した「五條市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に基づき、五條市いじめ問題対策連絡協議会、五條市いじめ対策委員会、五條市いじめ対策防止委員会を開催する。	協議会及び各委員会委員の委嘱を行い、組織や運営その他必要事項を協議した。また、「五條市いじめ防止基本方針」を五條市いじめ問題対策連絡協議会等で確認した。さらに、「いじめについてのアンケート」調査等の分析を協議し、今後の対応について意見等を伺った。	A
子ども夢つくりセミナー レジリエンス曾爾	牧野公民館にて実施 国立曾爾青少年自然の家で1泊2日で研修を実施	カウンセリングの要素を取り入れた意義深い事業となった。	A

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	心に不安をもつ子どもや保護者が多くなっている社会的な傾向の中、カウンセリングの要望やカウンセラーの学校への訪問要請が多い。必要な支援のため、引き続きカウンセラー2名の常置体制の継続が必要である。 くすのき教室へ通室する児童・生徒一人一人について、個々にきめ細かな対応をする必要があり、社会性の向上や学力の補充など、在籍校への復帰に向けた取組について、学校との連携を緊密に図っていく必要がある。
今後の主な取組	生徒指導については、いじめ・非行等の問題行動や不審者への早期の対応が必要であるため、学校・警察等関係機関との連携を密に行う。また定期的に地域を巡回して危険個所の再確認を行い、必要に応じて危険を知らせる看板を設置し、家庭への啓発や児童・生徒への指導につなげる。 さらに、県が実施するいじめに関するアンケート調査及び市独自に行う調査を活用し、いじめ対策の各委員会等と連携して早期発見・早期解決を図る。また、心に不安を持つ子どもに対する子ども夢つくりセミナーやレジリエンスを継続する。

4. 総合評価

総合評価	年間8回開催した五條市生徒指導研究協議会では、各校の情報交換や、事例研究発表による研修を行い、参加者全員が認識を新たにし、理解を深めることができた。また、コロナ禍ではあったが、子ども夢つくりセミナーやレジリエンス曾爾を実施することができた。 不登校児童・生徒については増加傾向にある。カウンセリング、訪問指導及びくすのき教室等に関してはきめ細やかな対応で、依頼者や学校・保健福祉センター等関係機関との更なる連携が求められている。
------	---

令和4年度施策点検評価シート

1. 施策の基礎情報

施策分野	青少年健全育成の推進	所管課	子どもサポートセンター
施策名	青少年の健全育成とリーダー養成		
目標	青少年の心と体の健全な発達を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観を持った豊かな人間性を育むため、青少年の体験的な活動や青少年を取り巻く有害環境対策、ボランティア活動の推進等により、青少年の健全育成を図る。		
施策の現況	青少年が多様な体験的活動を経験できる体制の整備、青少年を取り巻く有害環境に関する問題性や注意事項についての対策と啓発、そして地域の中で青少年によるボランティア活動の積極的な推進等について、学校、地域、警察等の関係機関と連携の上、取組を進めている。		

2. 令和4年度の取組状況

事業名	事業内容	事業実績・主な取組	評価
コロナ禍における児童生徒の孤立化防止の呼びかけ啓発の実施	コロナ禍の中、文部科学大臣から保護者や学校関係者等へのメッセージ文章を保護者や学校関係者等に、文部科学大臣及び孤独・孤立対策担当大臣から児童生徒等へのメッセージを児童生徒に配布し、子どもたちが一人で悩みを抱え込んで孤立化しないよう啓発を行う。児童生徒のコロナ禍での孤立化を防ぐ。	健全育成パンフレット等の発行(夏冬春休み家庭用啓発チラシ)、河川や池での遊泳及び釣行為等の禁止を徹底する文書を各校に配布後、コロナ禍の中、文部科学大臣から保護者や学校関係者等へのメッセージ文章を保護者や学校関係者等にメール送信した。さらに、文部科学大臣及び孤独・孤立対策担当大臣から児童生徒等へのメッセージ文章を、市内の小・中・高等学校児童生徒へメール送信し、一人で悩みを抱え込まないように呼び掛け、周りの人に相談しづらいときは、電話やメール、ネットなどを使い、相談窓口に悩みを話してと児童生徒に対して啓発した。	A
善行表彰	学校や家庭・地域などにおいて、その生活及び行動が善行著しく、他の模範となる行為をした幼児・児童・生徒を表彰し、健やかな育成をめざす。	各校園に善行表彰対象者を募ったものの、対象者の推薦がなかったため、令和4年度は該当なしとなった。	B
青少年指導員の養成・ボランティアグループ「風のつばさの会」の育成指導	ボランティアグループ「風のつばさの会」は9名の会員で構成され、県青少年指導員が育成指導に関わっている。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、毎年定期的に実施している市内清掃活動や令和4年度に計画した研修活動は見送った。	B

3. 施策の課題と今後の主な取組

施策の課題	昨今の児童・生徒のインターネット利用率、スマートフォンの所持率は高く、加えて、「GIGAスクール構想」に基づく一人一台端末の整備も相まって、日々、電子メディアと関わる機会が増えている。電子メディアとの関わりに関して、排除するのではなく、上手に取り入れて、うまく付き合っていくものであるという考え方につとめ、電子メディアと関わる時間や生活習慣を自己管理できるよう指導することが重要である。情報モラル教育のための出前講座等、学校における取組の支援をするほか、保護者に対しては、フィルタリングの設定や家庭でのルール作り等、パンフレットの配布や研修会開催などを通じて、引き続き啓発していく必要がある。 青少年健全育成事業(トレジャーキャンプ)においては、子どもたちの安全を守ることが必須であるため、十分な準備とスタッフの確保並びに新型コロナウイルス感染症対策が重要になる。 ボランティアグループ「風のつばさの会」については、以前より会員が減少していることもあり、コロナ禍で大規模な活動が実施困難な状況ではあるものの、会員を募り、継続して活動に参加できる青少年に少しでも多く入会してもらい、研修を通じて各会員の資質を高める必要がある。
今後の主な取組	令和4年度の「トレジャーキャンプ」については、2泊3日の行程上、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを十分に回避することが困難なため、前年度に引き続き中止とした。今後、状況を見ながら実施可能な方策を検討していく。 「風のつばさの会」については、青少年指導員と連携しながら組み立てる研修プログラムに参加することで研鑽を積み、ボランティアとして参加できる活動内容の拡充について検討を重ねていく。

4. 総合評価

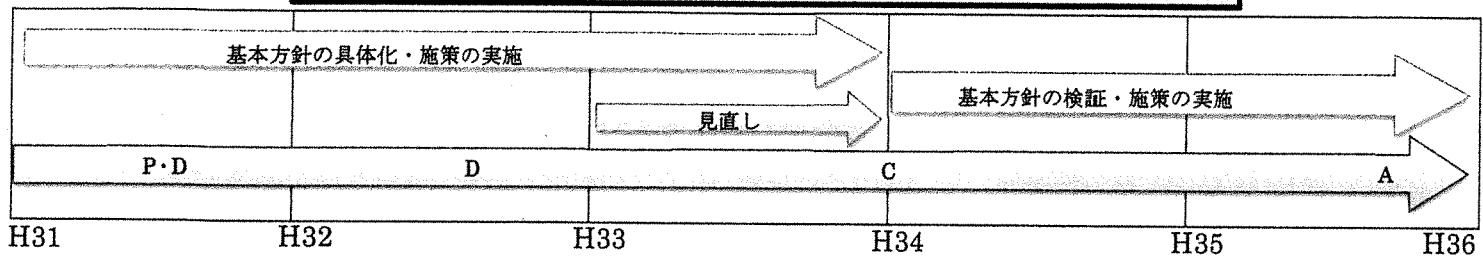
総合評価	「トレジャーキャンプ」については、来年度以降、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ事業の実施を可能とする方策等について検討を重ねることができた。 善行表彰においては、コロナ禍で児童生徒の活動への制約が大きかったこと也有ってか、各校園からの被推薦者が無く、該当者が無かった。 コロナ禍における児童生徒の孤立化防止の呼びかけ啓発については、児童生徒や保護者及び学校関係者へのメール送信により、子どもたちの悩み等による孤立化を防ぐ対策を講じることができた。
------	--

参 考 资 料

(五條市教育振興基本計画抜粋)

(平成 31 年3月策定)

第3期 五條市教育振興基本計画フューチャープラン



教育委員会事務局の重点取組と主な施策

ここでは年次の計画(案)を示しています。

重点取組	主な施策	事業名	H31	H32	H33	H34	H35
学校教育環境の充実	賀名生分校の魅力化	賀名生分校魅力化推進事業		学習内容等の充実・検証		1~4年生が新カリキュラムに基づき学習	
	学校施設の整備	学校施設の維持改修・整備事業		小学校空調整備	学校適正化・認定こども園計画に伴う改修・整備		
	学校の適正化	学校適正化事業			段階的な統合の具体化		小中一貫実施
	幼保の一体化	認定こども園整備事業		計画の具体化		認定こども園の開設・運営	
教育内容の充実	学校(園)への支援プロジェクト	市アドバイザリーチーム派遣事業	H32 総合に係る 教育課程編成助言	教育課程の実践・検証			
				H33 総合に係る 教育課程編成助言	教育課程の実践・検証		教育課程の改善・実践・検証
	就学前・小中高の連携	学校活性化事業 ・ICT環境の充実	小学校タブレット 導入	運用・支援			
			中学校タブレット 導入	運用・支援		活用及び実践事例の蓄積	
地域教育力の向上	就学前・小中高の連携	9年間をつなぐカリキュラムの 作成と教育内容の充実	再編・作成	配布・実施	見直し・改善		実施
		ふるさと学習の充実	就学前・小中高をつなぐ 学習内容の検討		ふるさと学習の実施・校種間の交流		
	地域コミュニティの活性化	コミュニティ・スクールの 展開・推進	学校運営協議会 規則改正		コミュニティ・スクールの深化・展開 学園単位のコミュニティ・スクール設置		
		学校・地域パートナーシップ 事業の推進	事業の推進・展開 コーディネーターの任用と任命		見直し		深化・展望
生涯学習活動の効果的 な支援	多様な学習ニーズに応える学習の環境づ くり	生涯学習推進体制整備事業	計画の策定	生涯学習推進体制の展開		事業の見直しと検討	
		地域スポーツ活動の環境づくりに対する 奨励・支援	計画の策定	スポーツ推進事業の促進		事業の見直しと検討	
	歴史遺産・伝統文化の 保存	五條新町重要伝統的建造物群保存 地区の修理・修景と地域活性化事業	10周年記念イベント計画・実施				
		文化財の保存・継承・活用		伝達地区保存計画に基づき修理・修景			
青少年健全育成の推進	問題行動等諸問題への対応	新市史編纂事業	市史概要版の作成・刊行				
		市立五條文化博物館を拠点とした 広報活動	資料室の調査・整理		資料編・市史編の編集		
		生徒指導対策事業	中期計画の立案	中期計画に基づく事業の実施		計画の検証・修正	
	不登校・気になる子・保護者を支援	カウンセリング事業 適応指導教室の運営事業	いじめ基本方針の見直し・防止策の検討・実施		問題行動への早期対応		
			家庭教育事業の見直し強化検討		改善策の実施・不登校児童生徒の未然防止強化		
	青少年の健全育成とリーダー養成	青少年健全育成事業	育成事業の廃止・改善等の見直し		事業の検証・実施		